# 平成 22 年度(2010 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 22 年 12 月 10 日(金曜日) 午後 2 時 00 分開会 午後 4 時 15 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

### 出席した委員

会	長	増田	昇	氏	委	員	神田	隆生	氏
委	員	池田	敏雄	氏	委	員	中井	博幸	氏
委	員	木多	道宏	氏	委	員	牧原	繁	氏
委	員	滝口	広子	氏	委	員	森岡	秀幸	氏
委	員	段中	弘	氏	委	員	笹川	吉嗣	氏
委	員	新田	保次	氏	委	員	大町	凱彦	氏
委	員	稲野	一三	氏	委	員	房谷	守啓	氏
委	員	川上	加津子	氏	委	員	松井	治男	氏

委員16名 出席

# 審議した案件とその結果

案件 1 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

増田昇委員が会長に選出された。 会長が新田委員を会長職務代理者に指名した。

- 案件 2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】 全員賛成につき、原案どおり議決
- 案件3 北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更について【付議】 全員賛成につき、原案どおり議決
- 案件4 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について 【付議】

全員賛成につき、原案どおり議決

案件5 箕面市景観計画の変更について【諮問】

全員賛成につき、原案どおり答申

その他 北部大阪都市計画区域マスタープラン(案)の概要説明

事務局(まちづくり政策課 松政) 本日は、委員の皆さま方におかれましては、公私何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、はじめに本日の日程につい てご説明申し上げます。

委員の皆さまが本年10月で新たに 任命されて以来最初の審議会のため、会 議開催に先だちまして、会長が決定され るまでの間の議事進行をしていただく 仮議長の選出を行っていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたしま す。

まず始めに、「委員紹介」をさせてい ただきます。

今回は審議会委員が任期満了に伴い 大幅に入れ替わっておりますので、事務 局から委員の皆さまのご紹介をいたし たいと存じます。

それでは、「都市計画審議会委員名簿」をごらんいただけますでしょうか。 名簿の順にお名前をご紹介いたしますので、委員の皆さまにおかれましては恐縮でございますが、ご起立いただきますようお願い申し上げます。

学識経験者 池田(いけだ)委員でございます。

学識経験者 木多(きた)委員でございます。

木多委員におかれましては、都市計画 分野の専門家ということとで今回より 当審議会に参画していただくことにな りました。

学識経験者 小枝(こえだ)委員は本日 欠席されておりますので、続きまして、 学識経験者 滝口(たきぐち)委員でご ざいます。 滝口委員におかれましては、弁護士ということで今回より当審議会に参画していただくことになりました。

学識経験者 段中(だんちゅう)委員で ございます。

段中委員におかれましては、農業協同 組合からの推薦ということで今回より 当審議会に参画していただくことにな りました。

学識経験者 新田(にった)委員でございます。

学識経験者 弘本(ひろもと)委員は本日欠席されていますので、続きまして、 学識経験者 増田(ますだ)委員でございます。

市議会議員 稲野(いなの)委員でございます。

市議会議員 川上(かわかみ)委員でございます。

市議会議員 神田(かんだ)委員でございます。

市議会議員 中井(なかい)委員でございます。

市議会議員 牧原(まきはら)委員でございます。

市議会議員 森岡(もりおか)委員でございます。

関係行政機関の職員 笹川(ささがわ) 委員でございます。

市民委員 大町(おおまち)委員でございます。

市民委員 房谷(ふさたに)委員でございます。

市民委員 松井(まつい)委員でございます。

これにて、委員紹介を終わります。

委員の皆さま、ありがとうございまし た。 それでは、続きまして会長及び会長職 務代理者が選出されるまでの間、会議の 進行をしていただく仮議長の選出を行 っていただきたいと思いますが、いかが いたしましょうか。

# (「事務局に一任」の声)

それでは、会長は学識経験者の中から 選ぶことになっておりますので、学識経 験者以外の委員の中から事務局から指 名をさせていただきたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

# (異議なしの声)

それでは、関係行政機関の職員として 農業委員会から選出いただいた笹川委 員さんにお願いします。

笹川委員さんには、会長が選出される までの間、会議の進行をよろしくお願い いたします。

笹川委員(仮議長)

わかりました。皆さま、よろしくお願 いいたします。

事務局(松政)

それでは、これをもちまして、仮議長 の選出を終了いたします。

会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、議事の進行については、ただ今ご承認いただきました笹川委員さんにお願いをいたします。

それでは、平成22年度第2回箕面市 都市計画審議会を始めさせていただき ます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願いします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただったが自動的に切れるようにおされるの電源が自動的に切れるようになっております。なお、進行を進めていただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは笹川委員、お願いいたしま す。

# 笹川委員(仮議長)

それではこれより平成22年度第2回箕面市都市計画審議会を進めてまいります。僭越ではございますが、議事を進めさせていただきます。議事運営に当たりまして、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局より所定の報告をお願いいた します。

# 事務局(松政)

まず、定足数の確認についてのご報告 をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中16 名でございまして、過半数に達しており ますことから、箕面市都市計画審議会設 置条例第6条第2項の規定により、会議 は成立いたすものでございます。

なお、弘本委員、小枝委員よりあらか じめ欠席する旨のご連絡がありました ことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

笹川委員(仮議長)

次に市長より挨拶の申し出がござい ますので、お受けしたいと思います。

### 倉田市長

みなさんこんにちは。 箕面市長の倉田 でございます。 この年末の師走の公私何

かとご多忙の中で、都市計画審議会にご 出席をいただきまして、誠にありがとう ございます。併せまして、平素から、都 市計画行政のみならず、市政諸般にわた りましてそれぞれのお立場からご支援 ご指導ご理解いただいておりますこと を心よりお礼申し上げます。今期から新 たな体制で審議会がスタートという形 になります。新たな委員としてお受けい ただいた方、また引き続きの続投という 形でお受けいただいた方、本当に感謝を 申し上げます。箕面市の都市のグランド デザインを描く大切な審議会ですので、 どうかそれぞれのお立場から闊達なご 議論をいただければと思いますのでよ ろしくお願い申し上げます。

さて本日の議事でございますが、案件 につきましては、まず最初に改選後初め てということでございますので会長の 選出、会長職務代理者の指名をしていた だいて、その後4件をお願いをしており ます。1件は生産緑地地区の変更という ことで毎年手続きが出てくるものでご ざいます。1件は小野原西地区の開発に 係る部分について 1 件お願いしており ます。残りの2件に関しましては箕面森 町にかかる部分でございます。以上4件 につきまして審議をお願い申し上げま すので、それぞれのお立場から闊達なご 議論お願い申し上げまして、誠に簡単で はございますが、ご挨拶にかえさせてい ただきたいと思います。どうぞよろしく お願い申し上げます。

笹川委員(仮議長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして案件 1「会長の 選出及び会長職務代理者の指名」を議題 といたします。

事務局より説明をお願いします。

# 案件1「会長の選出及び会長職務代理 者の指名」について

# 事務局(松政)

議案書の1-1ページをご覧ください。審議会会長は、都市計画法第77条の2及び都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。

よって、議案書の表に挙げております 8名の学識経験者の方々の中から会長 をお選びいただくこととなります。

なお、会長職務代理者の指名について でございますが、これは会長が指名する ことになっておりますので、会長選出 後、改めてご説明いたします。

それでは、会長選出の手続きを、よろ しくお願いいたします。

# 笹川委員(仮議長)

ただ今事務局から説明がありました 会長選出でございますが、規定によりま すと、学識経験者から委員の選挙によっ て定めることとなっております。「選挙」 の方法ですが、本日の出席委員全員によ る「互選」により決定していただきたい と思いますが、いかがでしょうか。

### (異議なしの声)

それでは、互選とさせていただきますが、委員の皆さま、学識経験者の委員の中から、どなたか自薦、他薦などご発言をお願いします。

# (中井委員より申し出あり)

笹川委員(仮議長) 中井委員どうぞ。 中井委員 見識といい、また経験といい、私は増田委員に就任していただくのが一番よいのではないかと思いまして、推薦したいと思います。

# 笹川委員(仮議長)

ただ今、中井委員より、増田委員の推薦がございました。その他、ご推薦はございませんでしょうか。

他にないようでございますので、ご推薦を受けられました増田委員を箕面市都市計画審議会会長に選出いたしたいと存じますが、増田委員、よろしいでしょうか。

# (本人承諾)

ご快諾いただきありがとうございました。

よって、増田委員が会長に選出されました。

皆さま、ご協力ありがとうございました。増田会長につきましては、任期であります平成24年9月30日まで、本市都市計画審議会会長として会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事進行を、ただ今 決まりました増田会長にお願いしたい と存じます。よろしくお願いします。皆 さまありがとうございました。

# 増田会長

ただ今皆さまのご推挙によりまして、 会長という大任を仰せつかりました大 阪府立大学の増田でございます。一言ご 挨拶させていただきたいと思います。

先ほど、市長さんからのお話にもございましたように、都市計画審議会で扱う 案件というのは箕面市のまちづくりに とりましても基本的なものとなってい くということでございます。一部には私 権の制限に関わるような審議をすると いうこともございますので、皆さま方の 自由闊達な意見交換とともに公正なご 判断いただきたいと思いますので、これ からも運営にあたりましてご協力いた だきますことをお願いいたしまして簡 単ですけど挨拶に変えさせていただき ます。よろしくお願いします。

先ほど事務局からも説明がありましたようにこれから平成24年9月まで新しい任期で新たに都市計画審議会がスタートすることになると思いますのでよろしくお願いします。

それでは、引き続いて「会長職務代理 者の指名」ですけれども、事務局より案 件の説明をお願いしたいと思います。

# 事務局(松政)

議案書の1 - 1ページの本文4行目をごらんください。会長職務代理者は、 箕面市都市計画審議会設置条例第5条 第3項の規定により、学識経験者のうち から会長が指名してこれを定めること となっておりますので、会長におかれま しては職務代理者の指名手続きをよる しくお願いいたします。

### 増田会長

規定によりまして、私から僭越ですけれども代理者の指名をさせていただき たいと思います。

職務代理者に関しましては都市計画の専門家でしかも交通計画がご専門でいらっしゃいます新田委員にお願いしたいと思いますので、お引き受けいただきますでしょうか。

### (受諾の声)

ありがとうございます。 それでは快くお引き受けいただいた ということで、お手数をおかけいたしますけどよろしくお願いしたいと思います。以上をもちまして、案件1の審議は終了いたします。

それでは今日の案件審議に入っていきたいと思いますが、本日は、付議案件が3件、諮問案件が1件の合計4件についてご審議いただく予定になっております。

それでは、本日の審議の進め方につき まして、お諮りしたいと思います。

先ほどもご説明がありましたとおり、 案件4と案件5はいずれも箕面森町(水 と緑の健康都市)地区の都市計画変更に 関する案件でありますので、これについ てはそれぞれ一括して説明を受け、審議 を行っていくということでよろしいで しょうか。

# (異議なしの声あり)

それでは、ご提案させていただいた形 で進めさせていただきたいと思います。

それでは、案件2「北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について」、市より 説明をお願いします。

案件2 北部大阪都市計画生産緑地 地区の変更について【付議】

市(農とみどり政策課 奥山) 〈案件説明〉

増田会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今ご説明ございました生産緑地の変更につきまして、何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。はい、木多委員どうぞ。

### 木多委員

ご説明の中で、地区を分断するから追

加するというご説明があったかと思いますが、2カ所について、その分断するというのはどういう意味か具体的に教えていただきたいですけれど。

# 増田会長

事務局で説明いただければと思います。

### 千田課長

みどりまちづくり部まちづくり政策 課の千田からご説明いたします。

当初生産緑地地区が、一体の形になっていました。この3筆ありまして真ん中の土地が解除され、上の地区と下の地区に分かれました。それぞれに新たな地区名をつけ、元々生産緑地地区だったんですけれど、地区名が2つに変わったということです。

# 増田会長

よろしいでしょうか。追加というか、 もともとあったものが真ん中が抜けて 2 カ所に分かれたということです。

他何かご質問ございますでしょうか。 はい、大町委員どうでしょうか。

### 大町委員

変更の理由の大半が農業従事者の死 亡及び故障ということでございますが、 ある意味でやむを得ないと思うんです が、高齢化社会を迎えてくると、新たな ものはできなくてどんどん減るだけで、 しまいには箕面から全部無くなるとい うことが起こるんではないかと危惧す るわけです。生産緑地法はこういうこと を想定しているのか、そうでなくてある 程度都市周辺の緑地・緑を残すというこ とである種の規制をしていると思うん ですが、その主旨からするとだいぶ変わ ってくると思うんです。それについては 当審議会が報告通りいきましょうとい うだけの審議なのか。そうでなくて、も っと緑を残すために何か手だてはない

# 増田会長

ありがとうございます、生産緑地法 上、買い取り申し出があって買い取れな い場合のあっせん業務というのを、ある 一定期間手続きとしてしているという ことを、事務局の方から少しご説明いた だけますか。

#### 野澤課長

委員が言われますように死亡とか故 障とかで年々生産緑地が減少していっ ているというのは事実でございます。あ っせん等ですけれども、まず買い取り申 し出については所有者のご権利ですの で、やむを得なく受けざるを得ないんで すけれども。まず市で買い取りするかど うかを申し出がありましてから十分斟 酌させてもらってます。1月以内にどう するかを決めると制度上なっています。 そのあとも関係の農業者等にあっせん 等を行っているところでございます。減 っていくだけでどうにかならないかと いうことなんですけれども、基本的に農 業政策からも十分に営農継続していっ てもらいたいと支援はこの間重々して きているところであります。まだまだ足

りないところがあるとは思いますが、箕 面市では市民の方でも農業に参画した いという方多々おられますので、農業サ ポーター制度というのを導入しまして、 今70人ぐらいの方が登録していただ いておりまして、高齢等で一部農業をで きないという人にはそういう方をマッ チングさせるような制度をやっており ます。また農地法が改正されましたの で、今年の4月から非農業者も一定の条 件の下で農地を借りることができると いう制度設計ができております。そうい った形で農地法の中でも、フォローがさ れる仕組みになってきているところで ございます。引き続き故障、高齢につき ましては営農継続できるような支援を 並行して進めて行きたいと考えている ところでございます。

### 増田会長

よろしいでしょうか。はい、神田委員 どうぞ。

# 神田委員

先ほどの質問に関わってなんですが、 生産緑地法が施行されて、宅地化農地と 生産緑地と、三大都市圏の市街化区域内 農地について農業者の皆さんが選択を 迫られ、今日に至っているわけですが、 今言われているようにどんどん減るで っかりじゃないかというのが実態である。 そういう点では宅地化農地を選ばいた 皆さんの農地を追加で申請して指す だいて追加で生産緑地として指すが、 という営みが必要だと思うんですが、 という営みが必要だと思うんでするこ の点市でも検討されているとお聞き でいますのでその辺の動きですね、と しての見解をご答弁いただけたら といます。

増田会長 事務局いかがでしょうか。 広瀬理事 みどりまちづくり部の広瀬と申します。よろしくお願いします。神田委員からのご指摘なんですけれども、市でも色々な方面から考えている最中で、今の段階で、この場でこうなりましたといっております。都市計画審議会もりませんので、今少し時間をいただきたりと思っております。都市計画審議会も来年も何回もあるかと思いますので、適いします。と思いますのでよろしくお願いします。

# 増田会長

よろしいでしょうか。はい、森岡委員どうぞ。

# 森岡委員

今日この審議の中で個々個別の審議には関係しないかと思いますが、本当に年々減少するという傾向はあるかと思うんですけれど、具体的に数字をつかんでない、そのたびに減ったか減ったかというだけなんで、経年変化のようなものをですねちょっと資料として今日じゃなくても結構なんで、出していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

# 増田会長

他いかがでしょうか、中井委員どう ぞ。

# 中井委員

この生産緑地法自体が確か30年間 農業するということで、時限立法みたい なかたちになっておったんではないか なと思いますけれども。ということは、 平成4年からですから平成34年に残 大きくこの生産緑地として市街地とる きれますので、それまでにどのよう な手だてがいいのか、例えば箕面市独特 の考え方として生産緑地の縛りももちるん必要かと思いますけども、そうじゃ 

# 増田会長

何かご提案ですので、事務局答弁ござ いますでしょうか。

### 広瀬理事

今色々とご指摘の、平成34年になったら買い取り申し出がどなたも可能になると、今であれば死亡あるいは故障しなければ買い取り申し出ができないのも経てば買い取り申し出がでもるということになりますので、おっな様変わりというのも予測されます。その辺も問題意識としてはもってがような様変わりというのも手借しながらりますので、またお知恵も拝借しながら制度設計ができるかどうか考えておいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

### 増田会長

ありがとうございます。市でも今少し 検討しているということでございます ので、案がまとまり次第この審議会にも ご報告いただけるということでござい ます。他いかがでしょうか。稲野委員ど うぞ。

# 稲野委員

各委員の質問聞いてましたら、生産緑

地が緑を残すということでなっているという発言があったり、理事者の説明聞いてましたら生産つまり営農を継続していくことを説明の中で軸足をおいて説明なさっているようですけれども、生産緑地というのは営農を継続していけるためのものなんでしょうか、その辺ちょっと教えていただきたいんですけれど。

増田会長

事務局いかがでしょうか。

# 野澤課長

生産緑地につきましては、そもそも生 産緑地の要件というのが生産緑地法の 3条の中で決められております。要件と しては3つありまして、読み上げます と、公害とか災害の防止、農林漁業と調 和した都市環境の保全と、良好な生活環 境の確保に相当の効用があって、かつ公 共施設の敷地のために土地が提出でき るものというのが一つあります。面積要 件として500㎡以上の規模であるこ と、最後に農林漁業の継続が可能である ような用排水等の整備状況がしっかり している土地であること、そういったも のが基本的なベースとなっております。 そういった意味でも基本的には農業を 継続していってもらう形で、都市の中に おける緑空間としての効用があると考 えております。

### 増田会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。だいぶ時代背景も変わってきて、当初市街化区域の線引き導入を昭和43年に行ったときには市街化区域というのは基本的には10年内に計画的に市街化を誘導するところ及び既に市街化されているところということで市街化区域が設定されたという経緯がございますけれど。その市街化区域内に多くの

農地を保有したというのが実態でございました。その後、緑地的価値というのを認めて、生産緑地法が後から導入されたということですね。特に環境の世紀に入ったり、成熟社会にはいってきている公的機能というされている公的機能ということで皆さいるものに対して着目が高まってきているの積極的なご意見いただいたので、これを参考に市でも少し制度設計していただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、本日の案件ですけれども、 付議案件に関しまして、原案どおり議決 いたしてよろしいでしょうか。

# (異議なしの声あり)

ありがとうございます。 異議がないと いうことでございますので、 原案どおり 承認いただいたということでございま す。ありがとうございました。

続きまして、案件3「北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更」につきまして、市から説明をお願いしたいと思います。

案件3 北部大阪都市計画小野原西 地区地区計画の変更につい て【付議】

市(まちづくり政策課 上岡)

<案件説明>

増田会長

はい、ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました小野原西地区の地区計画の変更に関しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

神田委員

公共施設を配置するということが計 画されて、5,000㎡の土地を市が確 保して、緑地その一角に公共施設を置く という方針の下にあの位置が決定され たというふうに思うんですが、今回変更 するという箇所ですね、あの部分の面積 がどのぐらいなのか、全体は市が購入す る土地が5,000㎡ですから、その一 角でしかないわけで、そういった意味で は、広い土地の一角になるわけで、あえ て変更する必要がないのではないかと 思うんですが、あえて変更する理由です ね、それから今は施設のあり方について 市民の皆さんも参加して議論が始まっ ているわけですけれども、私としてもち ょっと面積が狭いんじゃないかと思う んで、例えば今2階、実質的には2階建 てですけれども、もう一階積みまして、 3階建てにするということが今後仮に なったとして、12mが10mに下がる ということで、3階建てが可能かどうか その点について、ご答弁いただきたいん ですが。

増田会長

事務局いかがでしょうか。

千田課長

公共施設の敷地面積についてですが、 市は公共用地として5,000㎡持って いましてその内の約1,000㎡程度と 聞いております。

次になぜ今回このような変更をしなければいけないのかということですが、地区計画なり用途地域などを決めるときには明確な地形地物で境界を決めるというのがあります。明確な地形地物というのは道路や河川であったり、しっかりした構造物で区分するということです。先ほどスライドでは黄色と緑色に分かれていましたが、あの間に区画道路がありました、その道路で区分けをしてい

たのですが、事業計画の変更により、区画道路が無くなりました。どうなるかというと個人の土地と市の持っている土地ですが、その官民境界で切れてしまうと、そういうことになって明確な地形地物でなくなりました。今回は厳しい基準にあわせて、一般住宅地区から低層住宅2地区へ変えています。

最後の質問ですが、一般に建物高さは 1階あたり約3mです。ですので10m の高さでも十分3階建ては建つものと 考えています。

# 伊藤副市長

高さの件ですけど、公共施設ですので、公共施設をどうあるべきか、また高さの加減で2階にするか3階にするかは市で現在検討しておりますのでよろしくお願いします。

### 増田会長

他いかがでしょうか。稲野委員どう ぞ。

#### 稲野委員

ここの全体的な形は理解しているんですけれども、背面側にずっと東西に市の所有地が来るかと思うんですけれど、その辺との関連いうか、今の変更なさる地図でいいますと、右側にずっと長く続いているんじゃないかと思っているんですけれども、そことの関連はどういうことになるんでしょうか。

### 増田会長

はい、事務局おわかりでしょうか。 千田課長

図面を前に出してもらえますか、今回 変更してここが公共施設を想定してい るところで、北の背後に緑地をもってく る形を考えております。(図面上でさし しめす。)

### 広瀬理事

今記載しているのが地区計画の細区

# 増田会長

いかがでしょうか稲野委員。

### 稲野委員

今の説明で大体わかるんですけれども、私が聞きたかったんは春日神社の法面におそらくなるだろうところがどうなるかということをお聞きしたんですけれど、今の話で大体わかったつもりなんですけれども。

### 増田会長

追加説明されますか。はい、事務局ど うぞ。

### 大森副理事

市街地整備担当の大森ですけれども、 区画整理事業を私どもで所管してやっ ております、ちょうど今稲野委員ご指摘 の細長いところの土地については、現況 が法面になっております。これにつきま しては今後市で神社と一体的な形にな るような緑地整備を行うべく今検討し ているところでございます。

### 増田会長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。新田委員どうぞ。

# 新田委員

検討進んでいたらお聞かせ願いたい

んですけれど、文教施設とはどういうも のがくるんですか。

# 増田会長

施設内容に関してですが、これは7月 の時にも説明あったでしょうか。事務局 いかがでしょうか。

# 伊藤副市長

小野原地域の方が結構外国人の方が 多くお住まいでございますので、多文化 共生の公共施設を考えているところで ございます。

# 増田会長

新田委員いかがでしょうか。

# 新田委員

大阪大学は関わって何か箕面市と一緒に何かやるとか、多文化共生ですから、留学生とか関係されるでしょうから宿舎がどうなっているのかとか。

### 伊藤副市長

豊川支所にですね、国際交流協会がございまして、その協会がここに移っていくと。阪大の学生もおられますので、そこの交流の場ということで、現在計画しておるところでございます。

### 増田会長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大体質疑が終わったかと思いますので、この案件に関しまして地区計画の変更ということで、付議原案が原案どおり妥当ということで、議決したいと思いますがいかがでしょうか。

### (異議なしの声)

異議がないということですので、原案 どおり認めていただいたということで ございます、ありがとうございます。

それでは引き続きまして、案件 4 でございますけれども、冒頭お諮りしましたとおり案件 4 並びに案件 5 は関連して

いるということで、一括して市より説明 していただくということでよろしくお 願いします。

案件4 北部大阪都市計画水と緑の 健康都市地区地区計画の変 更について【付議】

案件 5 箕面市景観計画の変更につ いて【諮問】

市(まちづくり政策課 西山)

<案件説明>

増田会長

はい、ありがとうございました。案件 4,5いずれも箕面森町にかかわる地区計画並びに景観計画の変更につきましてご説明いただきましたけれども、この案件に対しまして、質問、ご意見等ございましたらいかがでしょうか。中井委員どうぞ。

# 中井委員

確認だけさせていただきたいと思うんですけれども、景観計画で、森町の沿道施設地区ですね、店舗等ができるかなと思うんですけれども、そこの所の看板とか外壁、外観については、やはり市内のように、けばけばしくないというか、大きな文字を使わないとかいう基準がそのまま適用されるんでしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

看板類につきましては景観計画ではなくて景観条例で基準を持っておりまして、路線ごとに看板の大きさなり、高さなり、独立看板であれば高さ規制の基準を定めております。それを遵守してもらうことになります。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。神田委員 どうぞ。

# 神田委員

計画住宅地区1の所に大阪府がスー パーの誘致を行おうとしていると聞い ております。計画住宅地区1はスーパー で埋まってしまうのか、それともスーパ の北側とか南側に住宅地が計画され ているのかをお聞きするのが 1 点と。そ れから沿道施設地区2のところで、客席 の部分の床面積の合計が200㎡未満 の劇場、映画館等を規制すると書かれて いますが、何を想定しているのかお聞き したいのが2点目です。3点目は景観計 画のところで、植栽がウバメガシとか常 緑樹がほとんどになっているんですが、 他の広葉樹の郷土種ですね。そういうも のについてはどういうふうに考えたら いいのか。その3点ご答弁いただけます でしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

前田副理事

みどりまちづくり部の地域整備担当 の前田が今の神田委員の1点目のスー パー等の誘致に関する質問に対してお 答え申し上げます。当該地区につきまし てはおおむね2.4haございます。こ こで、現在大阪府の施設誘致委員会が組 織され、この2.4haのところに、ど のような施設を誘致するのかというこ とが具体的に検討され、それの最低必須 条件としてはスーパーマーケットとい うことが言われております。それ以外 は、ここに進出しようとする企業等の方 針や考え方にもよりますが、現在のとこ ろ、住宅がここに建つという形で、明確 に言われているということはございま せん。最低、利便施設のスーパーマーケ ットを誘致したいということで、現在本 年度中に一般公募し、来年度中にそういうスーパーマーケットの誘致に向けて、 具体的な作業をしていきたいというふうに大阪府が考えておるというところでございます。以上でございます。

### 増田会長

2点目、3点目ですが。

# 千田課長

続きましてですが、沿道施設地区2といいますのは、もともとの用途地域が準住居地域です。準住居地域といいますと客室部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場等を建てることが可能です。この水緑の地区ではそういうものは必要ないであろうということで、そういう建物は建てないで欲しいと、規制をかけています。

続きまして、景観計画での植栽、アラカシ、ウバメカシ、ナンテン等と書頃の地区をであり、これは以前にこの地区をでいますが、これは当者をしたといいとといいと書いていいではまで「等」と書いていいと思えないはます。そういもはないと考えております。

### 増田会長

はいよろしいでしょうか。他いかがで しょうか。森岡委員どうぞ。

### 森岡委員

神田委員が質問された、劇場、映画館等の「等」というのは、こういった施設は建てないということはわかりました。 例えば今よくあるスポーツバーみたい なものはこの中に含むという見方でよ ろしいんでしょうか。大きな画面で飲み 物飲みがら、観るというようなもの。

### 千田課長

おそらく今おっしゃられているスポーツバーというのは、飲食店の用途になると思いますので、この用途規制にはかかってこないと思います。

### 森岡委員

昔会社に勤めていた時代に陸上競技 場でも客席を持っているのは劇場等に あたると解釈をされたことがあるんで す。客席を持っているということを重視 されるんであれば、そのへんはほとんど できなくなるのかなという意味でおた ずねしたんですけどね。

### 増田会長

はいいかがでしょうか。多分このごろ 画面があってテーブルがあって、サッカ ーを見たりとか、そういうものだと思う んですけれど。

#### 広瀬理事

もともとここに書いてある200㎡ 未満のうんぬんという言葉は、もとを正 せば、建築基準法の記述をそのまま引用 しています。実際プランニングされてき たものをみて、そのときに建築主事が見 て建築基準法のどれに該当するかとい うことを判断するので、今これはいけま す、これはいけません、ということにつ いてあまり上手くお答えすることは難 しいんですけれども、ただ申し上げたい のは水と緑の健康都市、箕面森町におい ては、そういった施設は配置させたくな いと、そういうことで用途地域で認めら れているものを地区計画で規制してい きたいということですので、ご理解いた だきたいと思います。

### 増田会長

はいありがとうございます。他いかが

先ほどのご説明とも関わるかなと思うんですけれども、スライド21(議案書5-19ページ)の景観計画の5のの表現などが、具体的にどういうこときのか、読んだ人がイメージでされるのかなというのを、見させていただんがあったに疑問に思ったがあっるだけれど、やはり私権を制限する形のもでもはりないできるだけれるのでできるだけれどの自由な行動を制約する形のものを作るわけなので、できるだけ見なるのを作るわけなので、できるだけ見なるにしておいた方が、後々紛争にはならいのかなとは思ったんですが。

# 増田会長

はい、いかがでしょうか事務局。 千田課長

まさにおっしゃるとおりで、景観の基 準を定める時に抽象的な部分が多々あ ります。ここでの表現につきましても 「努める」、「配慮する」という結びに なっているところが多分にあります。 「配慮する」とはどうするのかとよく聞 かれます。業者さんなり施主さんから、 我々はこの基準を絶対守らないとダメ なのか。努力義務でいいのかとか、確か にそういう部分がございます。例えば色 の基準なり、大きさの基準である程度画 一的に決められるものは定めているの ですが、それ以外のものは、ほとんど定 量的なものを定めていません。トラブル にならないかというお話かと思います が、話し合いの場をしっかり持とうと、 そのような方針で景観の指導を行って います。そういうと偉そうな言い方です が、対峙しています。話し合いを進めて いく中でお互いより良いものをつくる ための基準として、努力規定なり配慮規 定というものを設けてまして、そこで歯 がゆいなと思われる方もいますし、これでは心配だという方もおられるんですが、そういう中で今汗をかいているという状況でございます。

### 増田会長

よろしいでしょうか。はい、牧原委員 どうぞ。

# 牧原委員

森町もまち開きからさらに発展し、住 宅が増えていくという流れが計画され ていますが、前に色んな商店ができてさ らに住宅ができるということで、前にも 東西線が走っているわけですけれども、 今はまだ、ある程度下から上がってきて 右折というのは可能ですけれど、こうい う段階に入ってより活性化してきたと きには、あの道路で、豊能地域から来た 時に左折は問題ないと思うんですけれ ど、右折ということから考えたらそのへ んもやはりちょっと考えていかないと いけないんじゃないかと思うんですけ れども、そのへんはこれの計画に基づい ての土台として一部考え方をお持ちな んでしょうか。ちょっとそれをお伺いし たいなと思います。

### 増田会長

はい、いかがでしょうか。

### 広瀬理事

これからどんどん住宅も建ったり、店舗もできて、交通量が増えてきたときに今のままでよいのかと、右折レーが例えば必要なときにはどうするのかというご指摘かと思います。当然まちんだん発展していきますんで、おちらな事態が生ずることもらいます、その時には、こちらの既成市街地でやっていることと同じたなけれども、やはり危なければ何らかの対策を講じなければいけないということは当然のことですので、

警察なりと協議させていただいて、右折 レーンなりよっぽどのことであれば信 号もよくありますけれども、そういった ことは対応をしていくということでご ざいますので、今の時点でその程度しか お答えしづらいんですがご理解賜りた いと思います。

# 増田会長

他いかがでしょうか。はい、木多委員 どうぞ。

# 木多委員

先ほどもご指摘ありましたけれども、 細かいルール決めるよりはしっかり議 論して何がふさわしいかということを 含めて構築していくというか、それが大 切だと思いますし、最近の流れはそうな っていると思うんですけれども。その時 にこの地域はこれから建築が建ってい くので、つまり、すでにあるまちだった ら、例えばここにかいている「かき」と はどういうものかとか、それから「親し みがある」とはどういうことかと、皆さ ん共有できていると思うんですけれど も、これから作っていくので、だから「親 しみがある」ていうことでも、色んな方 法があると思うんですね、この地域にと って親しみがあるかとは何かとか、調和 とは何かということを見つけていかな ければいけないと。 だからそういうこと を意識した議論の場というかそれを作 っていただきたいなと思います。やはり そういう場にきっちり専門家がいるか とか、それから最近コミュニティアーキ ティクトといわれますけれども地域の 空間資産とか空間の仕組みを理解して 建築基準法とか既存法律では守られな いような繊細なよい部分ですね、それを 理解して守っていくというような仕組 みあるいは人材というものをちゃんと 活かしていただけるようなことができ

れば、箕面市はすごくレベルが高いと思っていたんです、ですからそういう仕組み既にあるかも知れませんけれど、そういうところどうぞよろしくお願いします。

### 増田会長

いかがでしょうか。事務局何か。

# 千田課長

市では、私たち事務担当者だけではな くて、景観面での専門家、景観アドバイ ザーの方を3名お願いしております。そ の方々から直接に市民の方、また業者の 方にも説得なり、相談に乗っていただい ています。プロの目も入った指導をさせ ていただいています。前段の規制的な制 限内容だけではなく、もっと地域のこと がわかるものとして、都市景観基本計画 を策定しています。景観計画や景観条例 の基本指針というものを持っておりま して、そこには地区独自の歴史や特色の ある景観とかを盛り込んだ書物という のはおかしいんですけれど計画がござ います。そういうものをお互いに話し合 いのテーブルの資料として使わしても らって、話を進めております。

### 増田会長

よろしいでしょうか。やはり景観というのは目標を共有して、それを具体的にきめ細かく実施していくということが非常に重要でしかも、定量的な規制ではなくて、意見交換をしながらそれの合意点を見つけ出していくという仕組みがらますます重要だというがらきめの細かい参加の仕組みの中で、目標像を達成していただきながらきといます。よろしくお願いします。

はい、牧原委員どうぞ。 牧原委員

新しい計画住宅地区が増えるという ことで、こないだ消防の連携が豊能町と できたということでお聞きしておりま す。今ある280世帯ですか、お住まい なんですけれど、私も何回かお伺いした ときに結構道路が抜け切れてないとい うか、碁盤の目になっていない、それが 住宅の特色なのかも知れないんですが、 そういう面で安全面からいえばやはり 通り抜けできるような、今後の話になる と思うんですけれども、道路網の将来性 を考えて安全面からいってもそういう ことが望ましいんじゃないかという、こ れは要望になるんですけれども、住んで る方によっては行き止まりがいいとい う場合もあるますけれども、全体から考 えたら行き止まりよりも抜けている方 がまちとしては、色んな防災とか安全と かそういうものに対しては効果がある と思いますので、是非そういう意見があ ったということも心得ていただきたい と思います。よろしくお願いします。

# 増田会長

はい、他いかがでしょうか。中井委員 どうぞ。

# 中井委員

森町全体でだんだん家が建ってくるということで、以前にも森町自体が自体いうことで、以前にも森町自体いつまたいるというされて山の木がとられているといいますか、止急をでも向こう側にお住まいの所でしたら思いまでした。今週にありました。今週にありました。今週水ということにありました。が地面ですので、急なけれどもいったが地面でもと思いますけれどもいったがはってきなりが出ます。とも考えられるかなと思います。とれで向こうに太い大きな川があるということに表いたがはないだけにあります。とれて向こうに太い大きな川があるということに表いたがあるということに表いたがあるということに表があるというに表いたがあるというに表いたがあるというに表いたがあるというに表いたもないたがあるというに表いたがあるというに表いたがあるというに表いたがあるというに表いたがあるというに表いたがあるというにあれている。

うのなら別ですけれども以前も起こったときには谷の所に水がいきなり増えたということがありますんで、そこらへんも開発した大阪府なり、豊田通商ですか、もともと住んでいる人たちに迷惑のかからんようなことも考えていただけるようにしていただけるとありがたいなと思いますので。

### 増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。 山田部長

どんな開発でありましてもまず工事 に入る前には防災を考えた調整池をお ずつくって、それから山切りをしているのが基本です。今回のこの森 というのが基本です。今回のこの森 にも当然そのような考え方に基 した上で山切りに入っております。今後 ないきます。さらに保水能力が高まってくるということで安全側になっておりますのでよろしくお いいたします。

### 増田会長

他いかがでしょうか、大町委員どう ぞ。

### 大町委員

この議題4,5について質疑があるかと思っていたのがだんだん森町全体語が及んでおります。一旦審議が及んでおります。一旦審議が及んでおりますと思ってといる。大きなのですが、実はこの議題の場所の場所をしたのですが、ある。ということのですが、あるということ自然環境保全を想えて、いるのにと自然環境保全

地区に指定替えをすることはできない のかなという議論をしたい。そんなこと 言い出したら、東西線の高架の下までど うなるか等色々出てくると思うんです が、少なくともあの法面については非常 に大きな景観上の目につく場所ですか ら、その辺もご検討いただきたいと。現 在も色んな方々が木を植えたり草の種 をまいたりして手入れをされておりま すが、住んでいる住民にもっと愛着を持 たすという意味では、例えば記念植樹帯 みたいなものを考えられて、入居した記 念に植えるとか、子どもができたときと か色んなことでイベント的に植樹帯を つくってあの法面を緑化するというこ と。あるいは市民団体の中には色んな会 がありまして、木を育てるのを一生懸命 やっているグループがあります。 そうい うところに委嘱するとか、何とかしてあ まり金のかからない形で保全そしてな おかつ住民に愛着を持たすということ を考えられるほうが望ましいんじゃな いかと。ご提案申し上げたいと。

それから北摂の山なみより南は既に 山すそ景観保全地区で先だって来議論 があり、今年の7月に条例が施行された わけですが、止々呂美地区はご承知の景 観形成地区に指定されているといううこ とで、その辺の議論いわゆる山すそ景観 保全というのがいいのかどうかわかり ませんが、今の景観形成地区の指定だけ でカバーできるのかどうかという議論 もしたらいかがかなと提案したいので す。

### 増田会長

はい、ありがとうございます。都市計画審議会の立場というのはある部分都市計画上、法上議論しないといけないのが本来の姿で、拡大的にまちづくり全体

の議論をするというも当然必要な部分もありますけれども、一方で効率的運営という部分も課題でございますので、すけれたでの議論をまませた。プラスそれに対して、プラスそれに対して当ませた。それに対したいというというというというというというという。今ので発言に対して事務局何かありますか。

# 前田副理事

大町委員の法面に対するご心配の件 ですが、一部民有地は若干あるんですけ れども、基本的にここは公共緑地という 位置づけでそこに建物を建てることは できないとなっております。同時にこれ の管理に関しても本地域には森町自治 会というのが新たにできておりますの で、その自治会の皆さん方と十分協議を しながら、この法面公共緑地をどのよう に行政と市民あるいは自治会が共同で 管理していくのか、あるいは管理運営し ていくのかという、一定のルール作り話 し合いも、今後してまいりたいと思って おります。そういう姿勢で我々は臨んで まいりたいと思っております、以上で す。

### 千田課長

大町委員からは色々と提案をいただきましてありがとうございます。まず後段の話ですが、森町は確かに景観形成地区を指定しています。その周辺の山なみを今後どのように保全していくんだということですが。今ちょうど、どこまでここでお話しできるのかということもあるんですけれど、止々呂美地区全体をとらえて止々呂美田園景観保全地区と

いうようなものを指定できないかというのを検討し始めています、これは市長からもしっかり考えるという指示をいただきまして、地元にも一度入りまして1年ぐらいかけて検討していきたいと考えております。また、適宜ご報告させていただきますのでそのときはよろしくお願いします。

前段の細かく地区指定、用途なり地区 計画を定めたらどうかということですけれど、あくまで用途や地区計画という のは一定の広がりをもって定めるルー ルがあります。住居系の用途地域ですと おおむね5ha以上と、地区計画度です きて0.5haから提案ができるんですけれど、それでもある一定の広がりをもって定めるというまちづくりの考え方がございます。

# 増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、案件4,5に関しましては多様なご意見をこれに関連してご発言いただきましたので、市におかれましては少しご参考にされまして、ご検討を深めていただければと思います。案件に関しましてはいかがでしょうか。原案通り認めるということでよろしいでしょうか。

# (異議なしの声)

ありがとうございます。異議がございませんということなので、原案どおりで議決したいと思っております。

それでは、次に事務局で何か予定され ている案件以外のことがございますで しょうか、いかがでしょうか。 その他 北部大阪都市計画区域マス タープラン(案)の概要説明

### 千田課長

今日テーブルの上に資料を別途置か せていただいております。北部大阪都市 計画区域マスタープランと書いたA3 サイズのペーパーとの冊子になったも の2点です。中味的には全く同じで、こ の A 3 サイズは要約版でございます。 こ れは何かといいますと、都市計画法第6 条の2で都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を定めることになっており、 大阪府が定めます。この北部大阪と申し ますのは淀川より北側の区域、いわゆる 豊能地区と三島地区を合わせた地区で す。この489平方キロメートルの地区 の整備の方針を大阪府が今回定めよう とされています。このことに関しまして は1年ほど前から市もやりとりをして きたのですが、この12月1日、皆さん に資料をお送りした後に意見照会が市 にありました。12月3日に大阪府はホ ームページに出しております。この内容 については次回の都市計画審議会に諮 問させていただこうと考えております。 資料等が出てきましたので取り急ぎ皆 さまにご提供したいと思いまして、今日 テーブルに置かせていただきました。内 容についてはこのあと簡単に要約を説 明させていただきます。

市(まちづくり政策課 上岡) <参考資料に基づき説明>

### 増田会長

はい、ありがとうございます。これ今 大阪府は案の縦覧を行っていると思い ますけど、いつからいつまでの期間行っ ているんですかね。

# 千田課長

12月3日から12月17日までです。

# 増田会長

はいありがとうございます。それとも う一つは、各市へ意見照会がきて、この 審議会でもきっちりとこの内容につい て議論させていただいて、意見として府 に返すという機会を1月にもうけてい ただけるんでしょうか。

### 千田課長

1月の末に都市計画審議会を予定しております。

### 増田会長

というような背景でございます。いかがでしょうか。何かご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

これは各市町村の都市計画マスタープランの上位計画となっている重要な計画で、これと連動するという形でないと市町村マスタープランが作れませんので、少しご熟読いただきましてお気づきの点、次回1月の時に議論させていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。一応全ての内容 は終わったかと思いますけれども、この 際ですから、何か委員の皆さんご発言 を、はい、大町委員どうぞ。

### 大町委員

都市景観審議会が先般行われました。 その時に山すそ景観保全地区の重要な 要素の一つの建築行為の審査が行われ ました。この山すそ景観保全地区の指定 には当審議会も深く関わってきたと思 います。従って、実は審査の第一号でご ざいましたんで、この機会に、もし市の 方でご説明いただければ、私たち当審議 会のメンバーとしては深く関心を持つ ところではないかと思うんですが、いか がでしょうか。

### 増田会長

いかがでしょうか。 準備はできている んでしょうか。

### 千田課長

この火曜日、12月7日に都市景観審 議会がありまして、案件としましては今 大町委員がおっしゃられた山すそ景観 保全地区では第一号の審議会案件が議 論されました。場所は彩都の一番南側、 川合地区で、モノレール沿いに約7,0 00㎡の土地でホームセンターの開発 でした。建物は1階建てで屋上が駐車場 でした、そのときには、あまり山なみを 背景にする場所ではなかったというこ ともありまして、山なみ景観への配慮と いう議論ではなく、どちらかというと周 辺住宅地への配慮ということで、敷地周 辺にしっかり緑化をする、建物の色とか 看板その他諸々について審議会から意 見をいただきまして業者もそれをしっ かりと遵守するというということにな っております。

### 増田会長

ありがとうございます。大町委員よろ しいでしょうか。

#### 増田会長

他いかがでしょう。特にございませんでしょうか。

そうしましたら一応新メンバーになって初めての会議を無事終えることができまして、ご協力ありがとうございました。会議の途中でも少し言わせていただきましたけれども、我々色んな意味で忌憚ない意見交換をするというのとにもう一方で効率的に議論しないといいながら、進めてまいりたいと思います。

それでは長時間にわたり慎重にご審議を賜りましてありがとうございました。これで平成22年度第2回箕面市都市計画審議会を閉会したいと思います。今年はこれで終わりになるかと思いますので皆さんよいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。